

令和7年度事業計画書

I. 学術集会の開催

第77回学術講演会（増山寿 学術集会長）はプレコンGRESを含めて2025年5月23日（金）、24日（土）、25日（日）の3日間、岡山市（岡山コンベンションセンター他）に於いて、ハイブリッド方式で開催される。一般演題（口演、ポスターセッション）、シンポジウム、特別講演、会長講演、招請講演、教育講演、生涯研修プログラム、専攻医教育プログラム、指導医講習会、International Conference、海外招聘講演等を予定している。臨時総会は学術講演会前日の5月23日（木）に開催される。

第78回学術講演会（渡利英道 学術集会長）はプレコンGRESを含めて2026年5月15日（金）、16日（土）、17日（日）の3日間、札幌市（グランドメルキュール札幌他）で開催される。

II. 機関誌及び図書などの刊行

和文機関誌は、令和7年から紙媒体での発刊および会員への郵送を廃止し、オンラインジャーナルの公開に一本化した。令和7年は第77巻として、通常号1月号から12月号と第77回学術講演会抄録掲載号（臨時増刊号）を発刊する。第77回学術講演会プログラム掲載の第77巻2月号ならびに抄録掲載号（臨時増刊号）を除いて、毎号平均100頁を予定している。

機関誌が広く会員に親しまれるよう、日常診療に役立つ内容を引き続き掲載していく予定である。また、産婦人科学の重要課題について、第77巻も3・4・5月号の機関誌に特集論文を掲載する。これは、時に応じ問題となっているテーマについての論文を、第一線の研究者に日本語で執筆していただき会員に提示するもので、会員のために役立つと同時に機関誌を活性化するためにもなると考えている。学術講演会依頼演題（主演題）の講演要旨を8月号から順次掲載する（会長講演、特別講演、教育講演、シンポジウム並びにレビュー、生涯研修プログラム）。また、総会記事として理事会議事録を含め10月号に掲載する。

会告、報告、雑報などを通して会員に必要な情報を提供するとともに、各種委員会とも調整し、機関誌としての役割をさらに充実させていく予定である。

また、英文機関誌 The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research (JOGR) は、本会ならびに The Asia & Oceania Federation of Obstetrics & Gynaecology (AOFOG) の Official Journal であるが、より質の高い雑誌としてさらなるインパクトファクターの向上のために今後も努力する。

令和7年度は「2024年度 専門医筆記試験 過去問題・解説集」ならびに「産科婦人科用語集・用語解説集 改訂第5版」を発刊する。

III. 各種の学術的調査研究

【専門委員会の活動】

1. 生殖・内分泌委員会

(1) 常置的事業

1. 生殖医療リスクマネジメント事業

本事業は、生殖・内分泌委員会の常置事業として以下のような業務を行っており、令和7

年度も引き続き実施する。

- ①生殖医療に関連する諸問題点を検討し、必要に応じて適切な指針等を作成・公表する。
- ②生殖医療現場で発生したリスク事項について、その内容を調査し、リスク回避の観点から適切な対応を行い、必要に応じて指針等を作成・公表する。
- ③生殖医療の適切な推進の観点から、他の関連学会との連携を行う。
- ④その他、突発的に発生した生殖補助医療に関連するリスクについて検討する。

(2)親委員会

1. 年に2回程度、全体の生殖・内分泌委員会会議を開催し、委員会全体の事業の進捗状況を確認・調整を行う。
2. それぞれの小委員会においては、適宜、小委員会会議を開催し、小委員会で行なっている調査研究（事業）を確実に遂行する。
3. 年度末には、1年間の委員会事業の総まとめを行い、事業報告書を作成する。
4. 各小委員会の調査研究のデータ解析を行い、論文化が可能なものについては、別途、論文作成・投稿を行う。
5. 日産婦理事会や他の学会、省庁などからの、様々な課題や問題点について、専門的な観点からの意見照会が行われることが予想される。その際は、生殖・内分泌委員会内での意見の取りまとめや、臨時の委員会会議を開催し、それらの照会に対する答申を行う。
6. 2025年度から、生殖・内分泌に関連する新たな小委員会を2つ立ち上げる予定である。

(3)小委員会

1. びまん性子宮平滑筋腫症の診断と治療に関する全国実態調査小委員会

本小委員会は2023～2024年度に採択された公募課題である。2023～2024年度では、全国の日本専門医機構産婦人科専攻医研修指導施設1080施設にびまん性子宮平滑筋腫症（DUL）の2013年から2022年の10年間における診療経験を問うアンケート調査を行い、116施設からDULの診療経験があるとの回答を得た。DULの診断基準が定まっていないことから、小委員会で対象症例のMRI画像をCentral ReviewしDULの判定を行った。2025年～2026年度は本研究を継続し、本邦におけるDULの診療実態を明らかにし、DULに対する診断と治療に関する指針構築を目指す。

具体的な活動計画については、2024年度までにDUL画像のCentral Reviewが終了し、診療に関するアンケート調査の対象となる症例が確定する見込みである。2025年度に小委員会でDULと判定した症例に対し、患者背景と治療、周産期予後に関する詳細なアンケート調査を行う。各施設にアンケート調査を送付し、診断と治療の実態、妊娠帰結に関する調査を行う。データを解析後必要に応じて再調査を行う。2026年度にデータを解析し、論文公表する。これらの事業によりDULに対する診断と治療に関する指針構築を目指す。

2. 子宮腺筋症病巣除去術の患者レジストリのプラットフォーム作成小委員会

子宮腺筋症では、不妊症や流早産などの周産期リスクが上昇する。これに対する治療法とし

て子宮腺筋症病巣除去術が選択肢となるが、その治療予後は明らかではなく、子宮破裂などのリスクも懸念されており、まだ保険適応がなされていない。本小委員会では、腺筋症患者レジストリプラットフォームを構築し、長期的に追跡することを目的とし、本調査研究により手術の有効性・安全性を評価するとともに、子宮腺筋症治療指針策定を目指す。レジストリシステムが確立することにより、臨床的には手術予後を長期的に追跡でき、基礎的には患者検体を共有し大規模研究として利用することも可能となる。

令和5年度～令和6年度にかけ施行した後方視的研究 「子宮腺筋症病巣除去術症例に関する後方視的な情報収集・解析」 （東京大学医学部倫理委員会 承認番号 2024181NI）をもとに、レジストリシステムの構築に向けた研究「妊孕能温存を目的とした子宮腺筋症病巣除去術の長期的な有効性・安全性を評価・検討する多施設症例登録研究」の研究計画の立案を難病プラットフォームと連携し行い、倫理申請、研究計画の開始へと推し進める。

3. 本邦の不妊症患者における潜在性甲状腺機能低下症治療介入の実態調査小委員会

潜在性甲状腺機能低下症は不妊症スクリーニングにてしばしば指摘され、妊娠への影響を考慮し、治療介入されることが多い一方で、不妊症治療の現場で施設ごと治療介入方針が統一されていない現状がある。本小委員会では、潜在性甲状腺機能低下症について、診療の実態調査と、本邦におけるエビデンスを生み出すことを目的としている。

2023～2024 年度の活動では、本邦での不妊症女性における潜在性甲状腺機能低下症に対する治療対応について、日本産科婦人科学会 体外受精・胚移植に関する登録施設に所属する医師を対象にアンケート調査を行った。結果、TSH >2.5 mU/L を指標に治療介入または内科へ紹介する施設が過半数であることが示された。またその根拠としては、アメリカ甲状腺学会のガイドラインとする施設が大多数あった。一方、当ガイドラインでも TSH >2.5 mU/L を指標に全不妊症女性に介入する明確な根拠は示されていない。また、食事によるヨウ素摂取が多い本邦の不妊症女性に関する報告は乏しい。本研究により、TSH 値の生殖アウトカム（妊娠率、流産率、生産率等）が示されれば、TSH 値が 2.5 mU/L 未満をめざすことの妥当性、あるいは、TSH 値が 2.5 mU/L 以上でもアウトカムに違いがみられないことが示された場合には、過剰な介入を避けることに寄与すると考えられる。

具体的な事業内容については、TSH 値に基づく治療介入による、生殖アウトカムについての調査（二次調査）を行う。具体的には、生殖補助医療が公的保険適用となって以降の特定の1年間に治療を開始した症例について、妊娠成立した症例につき、体外受精開始前の潜在性甲状腺機能低下症への治療介入によって、妊娠転機（流産率、継続妊娠率、生産率）に変化があるかを後方視的に検討する。TSH の他、レボチロキシンによる治療の有無と投与量、年齢、既往歴、合併症、妊娠回数、分娩回数、不妊因子、血中プロラクチン値、血中ステロイドホルモン値、血中ゴナドトロピン値等の検査結果、卵巣刺激や受精方法等の情報も収集する。一次調査時に、二次調査への協力に同意いただいた施設を対象に、症例登録依頼を行う。各施設20例程度の臨床妊娠成立例の登録を依頼する。施設によって、介入基準が異なるため、TSH 値が 2.5 mU/L 以上でレボチロキシン治療介入をしている群としていない群での妊娠転機の比較を行う。

4. 本邦における ART 登録データの利活用のあり方検討小委員会

RT 登録データは国内最大の体外受精レジストリーであり、学会が全数登録を義務付けているため悉皆性が高く、故に国内で ART によりうまれた児の数の集計にも用いられる唯一のデータベースである。

2022 年には 602 施設が実際に治療周期の登録を行い、54 万 3 千周期にのぼる治療周期が登録されており、これは学会が行なっている登録事業の中では最大規模である。

にもかかわらず ART 登録データの登録の効率化も含めたデータの利活用についてはこれまでほとんど議論されたことがなく、2007 年にオンラインによる登録システムに移行してから現在まで、ほとんどの施設が一例ずつ治療周期を入力しているのが現状である。

さらに、本データベースから過去にいくつもの日本発のエビデンスが発信されているものの、限られた会員が利用するのみで、広く会員が活用できる基盤ができているとは言い難い。また、ART を受けている患者が参照可能な妊娠・出産率 Estimator 等の取り組みも、諸外国のレジストリーでは整備されているものの、日本ではされたことはなかった。

そこで、前年度に小委員会内で行った活動を元に、以下の項目について重点的に話し合い、解決策を模索する。

- ・ ART 登録データへの一括登録の本格運用の開始（2026 年 1 月予定）
- ・ 広く会員が利活用するため ART 登録データの収集項目の見直し
- ・ ART データブックを通じた公開情報の見直し
- ・ データを活用した患者へのフィードバックの方法についての議論

2026 年 1 月の ART 登録データの一括登録の本格運用開始に向け、過去に登録したデータ（2022 年および 2023 年）を用いた一括登録の精度評価を行う。また、一括登録を可能とするデータ出力について、ART データ管理システムを提供するベンダーと協議をすすめながら本格運用後のベンダーとの連携関係を構築する。一括登録の本格運用開始後、登録されたデータを活用し会員・患者向けに有用な情報を発信するために、収集する項目の見直しおよび周産期データとの連携方法について検討を行う。さらに ART データブックで公開する情報の見直しを行い、会員だけでなく患者向けにも有用な情報の発信を行っていく。

本小委員会で ART 登録データの利活用について議論することで、将来的に先進医療や新たな治療法の有効性評価も可能な臨床研究プラットフォームの構築や、患者が自身の情報や受けた治療によって妊娠・出産率を把握することが可能なコンテンツの作成を目指す。

5. ART 登録事業小委員会

自由診療であった ART の登録事業は倫理委員会（現臨床倫理監理委員会）で担当され、登録・調査小委員会において執り行われてきた。2022 年 4 月から ART が保険適用となり、他登録事業と同様に、2024 年度から ART 登録事業は生殖・内分泌委員会でおこなうよう移行をすすめている生殖・内分泌委員会内に設置された、本邦における ART 登録データの利活用のあり方検討小委員会とともに、ART 登録データの会員および患者に対して貢献できるデータの利活用を目指し、ART データ登録事業の令和 8 年度の生殖・内分泌委員会への完全移行を目指し取り組んで行く。

6. 本邦におけるがん・生殖医療以外の適応による卵子凍結のあり方の検討小委員会（公募小委員会）

がん・生殖医療以外の適応による卵子凍結については、内膜症手術等に備える医学的な要件のあるものに加え、医学的適応のないものも含まれる。内膜症患者の増加や、助成制度の開始により、いずれも増加していると推測されるが、現状において本医療の実態は十分把握できているとは言えない。このような状況に鑑み実態調査を行うとともに、諸外国の動向（学会や法律による規制、登録制度の有無等）についても調査を行う予定である。

2. 婦人科腫瘍委員会

(1) 常置的事業

1. 婦人科悪性腫瘍のオンライン登録事業を行う。2024 年患者年報を作成し公表する。
婦人科悪性腫瘍登録症例を用いた生存解析を行う。2018 年治療開始症例の治療年報を作成し公表する。一括登録アプリJESGOの維持管理を日本婦人科腫瘍学会、日本産科婦人科内視鏡学会と共同で行う。
2. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行・登録施設（新規、更新）申請を受け付け、審査を行う。登録施設は HP 上で施設名を公開する。

(2) 親委員会

1. 婦人科悪性腫瘍登録事業データベースを用いた子宮頸癌・子宮体癌・卵巣癌の治療動向の推移および登録事業の課題の検証を行う。
2. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を実施する施設について、規則に従い適時申請の受付、審査、承認を行う。
3. 第 77 回学術講演会において、「婦人科診療における最新の TIPS」をテーマとした委員会企画を設ける。
4. 婦人科腫瘍学会、産科婦人科内視鏡学会と共同し、3 学会合同データベース管理アプリを運用し、実際の問題点を抽出し、改善策を提案する。
5. 再発卵巣癌の調査研究に関して論文化する。

(3) 小委員会

1. 婦人科腫瘍登録の運用およびnationwide のがん疫学に関する小委員会（梶山広明委員長）
日本婦人科腫瘍学会、日本産婦人科内視鏡学会との3 学会合同データベース（Japan Entry System of Gynecologic Oncology, JESGO）が令和6年1月以降開始されるため、各種登録項目の整備・アップデートを行いながら、引き続きJESGOと連携していく。婦人科腫瘍登録の登録データの品質管理のための疑義照会を円滑に行う。進行期分類や治療方法、予後の推移などに関して、患者年報・治療年報には記載できなかった詳細な情報を論文として公表する。
2. AYA世代に対するがん診療に関する小委員会（山上亘委員長）
令和6年度に行った妊孕性温存の施設間の格差について実態調査の集計、報告を行う計画である。
3. CIN 管理およびがん検診均てん化に関する小委員会（藤原寛行委員長）
小委員会で行う後方視的研究の結果を学会・学術誌に報告する。現在のCIN管理のガイドラインの妥当性に関しては、本研究結果から加筆・修正をするか小委員会検討する。

4. 婦人科悪性腫瘍に対する低侵襲手術の普及に関する小委員会（磯部真倫委員長）
 腹腔鏡・ロボット手術について、腫瘍登録と関連したデータの集積と評価を行う。
 婦人科悪性腫瘍に関連したNCDのデータ利用、JSGOEのデータ利用を検討する。
 施行手術の安全性について検証する。 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設、登録施設（A,B）の審査申請、更新審査を実施する。
5. 婦人科癌の取扱い規約などの改訂と普及に関する小委員会（横山良仁委員長）
 子宮体癌取扱い規約臨床編第4版の改訂作業の継続、 絨毛性疾患取扱い規約第4版の改訂作業の継続を行う。いずれも2025年中に改訂作業を完了し、理事会承認→取扱い規約の発刊を目指す。2026年1月の症例から運用を開始する予定である。
6. がんゲノムと新しいがん薬物療法を検討する小委員会（渡利英道委員長）
 (ア)公募研究「HBOCを中心とした遺伝性卵巣癌診療、及びがんゲノム医療の実態調査」
 令和6年度に実施した「HBOC診療の実態調査 施設アンケート」の結果に基づき、公募研究の枠組みを生かして「がんゲノム医療の実態調査」を実施することを予定している。
 (イ)遺伝子プロファイルを元にした病理遺伝子診断を目的としたゲノム検査実施に対する検査運用指針の策定
 本小委員会と婦人科腫瘍学会の協働で立ち上げたWGにおいて、婦人科がんにおけるバイオマーカー関連検査ガイダンスを作成し、パブリックコメントを募集し反映させた上で完成させる。
 (ウ)がんゲノムと新しいがん薬物療法に関する教育機会の提供
 上記2)のガイダンス内容を第77回日本産科婦人科学会 学術講演会での婦人科腫瘍委員会企画あるいは第67回日本婦人科腫瘍学会 学術講演会で公開する予定である。
7. 婦人科がん治療後のサーベイランスを検討する小委員会（松村謙臣委員長）
 婦人科腫瘍委員会登録症例と各施設における診療情報（会計データ）の紐づけを試みる。
8. HPV検査単独法による子宮頸がん検診の管理を検討する小委員会（森定徹委員長）
 実際にHPV検査単独法を導入した自治体の情報も収集して、HPV検査単独法の運用開始後に起こる課題と対応策を検討し、マニュアルの改訂作業に着手する。関連団体と連携しながら、この検診手法がわが国で効果的に実施されるべく、支援と提案を行う。

3. 周産期委員会

(1) 常置的事業

1. 周産期登録事業：周産期登録のオンライン登録事業を推進するとともに他委員会・他団体のデータベースとのリンケージに関する検討を行う。また、学会倫理委員会に利用申請がなされた周産期登録データベースを用いた臨床研究を審査する。
2. 周産期の未承認医薬品等に関する事業：周産期領域の未承認かつ必要な医薬品、医療器具について調査し、承認に向けて必要とされる知見を整理する。

- 3.周産期における遺伝に関する事業:NIPT に関連する新たな臨床研究に対する意見書原案を作成して理事会に提出するなど、周産期遺伝に関連する課題について協議して議論のための基礎資料を作成する。さまざまな出生前遺伝学的検査の利用上の留意点をまとめて会員に向けて発信する。
- 4.周産期における感染に関する事業：RS ワクチンの安全性に関する評価とともに、さまざまな感染症の流行に合わせて検査ならびに医療提供体制などのエビデンスを整理し、会員に向けて必要な情報を発信する。
- 5.産科と新生児科の合同事業：日本産科婦人科学会と日本小児科学会とが協働して、周産期医療における様々な課題について情報共有し、その解決に向けたそれぞれの学会の取り組み（産婦人科医による新生児診療のあり方、新生児科医の育成など）について協議する。

(2) 親委員会

- 1.周産期登録事業、周産期の未承認医薬品等に関する事業、周産期における遺伝に関する事業、周産期における感染に関する事業、産科と新生児科の合同事業を事業計画に基づいて実施する。
- 2.周産期に関わるさまざまな社会状況の変化や要望に対応するために必要とされる知見の集積と検討を行って、理事会などに意見を提出する。

(3) 小委員会

1.周産期医療におけるクリニカルクエスチョンの設定とそのエビデンスを検証する小委員会 (三浦清徳)

産婦人科診療ガイドライン産科編にシステマティックレビューを導入のため、周産期委員会内に周産期領域におけるクリニカルクエスチョンの設定とその包括的な文献検索によってエビデンスを評価する委員会を設置する。本委員会とガイドライン作成委員会との連携により、産婦人科診療ガイドライン産科編にシステマティックレビューを導入することで、ガイドライン内でのエビデンスに基づいた評価を促進するとともに、その解析結果を学術論文としてまとめることで、周産期医療における新たなエビデンスの創出にもつなげる。

2.周産期の疾患・病態の基準や管理指針を考える小委員会

(ア) ART 妊娠の周産期予後の解明ならびに生殖医療と周産期医療の連携構築に関する検討 (森川守)

本学会の周産期登録と ART 登録のデータを突合することで、わが国における ART での妊娠例の周産期予後の詳細を明らかにするとともに、ART が保険適用となったことに伴う影響を明らかにする。また、アンケート調査を行うことで周産期医療の現場における生殖医療に対する要望や意見を聴取することで、課題を抽出する。

(イ) 新しい胎児発育不全の診断基準の妥当性の検証（中田雅彦）

前期の「胎児発育不全の診断基準に関する小委員会」で SGA と区別して FGR を診断する新たな診断基準を作成した。そのことを踏まえ、前方視的コホート観察研究を行う

ことで SGA と FGR の新生児の短期予後や周産期事象を解析し、当該診断基準の臨床的妥当性を検証する。

(ウ) 産科的肛門括約筋損傷(OASIS)の罹病と診療についての疫学実態調査 (佐村修)

産後骨盤底障害や OASIS は産褥婦の QOL に大きく関わる疾患である。近年、無痛分娩の増加に伴う遷延分娩や器械分娩の増加に伴う OASIS の増加が懸念される。本研究では罹病と診療の実態を明らかにし、諸外国のエビデンスと比較した上で、日本における OASIS に関する診療課題を検討する。

(エ) 産後異常出血の管理方法に関するレセプトデータを用いた後方視的分析研究
(牧野慎太郎)

本邦における 2019～2023 年の医療保険請求に関する匿名医療保険等関連情報データベース(NDB) を使用して、産後異常出血に対する投与薬剤・血液製剤や治療介入方法などのデータを抽出して治療の有効性を評価・解析することで、産後異常出血に対する治療介入の実態を明らかにするとともに、最適な管理法について、また、現状の課題について検討する。

(オ) 脳性麻痺発症における分娩時胎児機能不全波形持続時間の検討 (松岡 隆)

2010 年に本委員会で作成した「胎児心拍数波形の分類に基づく分娩時胎児管理の指針」は 10 年後に見直すことになっていた。今回、産科医療補償制度に申請された脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図が開示されることから、その分析を通して、特に、波形レベル 3～4 の胎児機能不全が断続的にみられる症例に着目して、分娩経過に伴った胎児心拍数陣痛図の判断基準の策定を検討する。

4. 女性ヘルスケア委員会

(1) 常置的事業

1. 女性の生涯にわたる健康と QOL の向上を図るため、各世代の諸問題に対応できる女性ヘルスケア医療体制を構築する。
2. 日本における更年期障害治療の実態を調査・把握しエビデンスに基づいた治療法を構築する。
3. 女性ヘルスケア領域の診療の整備と実態調査を行う。
(月経困難症診療の変化の調査と啓発活動の推進)

(2) 親委員会

各小委員会内で検討し設定した事業計画について進捗状況を把握し、活動の内容や今後の方針などを検討する。女性ヘルスケア関連領域に関する問題や問い合わせに対して可及的に対応する。

(3) 小委員会

1. 更年期障害の労働への影響における支援体制の調査に関する小委員会
医療者側の視点からの更年期障害と診断された女性の労働に対するインパクトや、医療支援を行う上での問題点などについて浮き彫りにする為、産婦人科医師を対象とした調査を行う。
2. 妊産褥婦の下部尿路症状、骨盤底機能障害の実態調査についての研究
産褥期における女性下部尿路症状 (female lower urinary tract symptoms, FLUTS)、骨盤臓器脱 (pelvic organ prolapse, POP) の実態を調査する。
3. ターナー症候群の健康管理に関する小委員会
ターナー症候群における診断契機と告知のあり方、小児期から成人期診療への移行、妊孕性温存治療、卵子提供による妊娠と周産期管理などについて、診療実態に関する調査を行う。
4. 産婦人科外来診療における微量元素測定とサプリメント服用に関する実態調査
微量元素測定の現況やその結果に対する評価の実際、サプリメント服用の実態などについてアンケート調査を行い、微量元素の摂取と産婦人科疾患との関連を明らかにする。
5. 本邦女性の月経とその異常に関する調査検討小委員会
日本人女性における月経の正常と異常、及びそれらの推移について、①日本女性における正常月経、②若年女性における月経異常、③初経から閉経までの月経の推移について調査する。
6. 思春期におけるがん教育・性教育への支援に向けた小委員会
思春期におけるがん教育と性教育の支援について、日本産科婦人科学会としてどのような支援を行うことができるかを検討し、それを実行（支援）に移す活動を行う。
7. 『PMS・PMDD 診断治療管理指針』の一般向け解説冊子作成と普及活動に関する小委員会
令和5、6年度小委員会で作成された産婦人科医向けの「PMS/PMDD 診断治療管理指針」を基に、一般向け解説冊子を作成し、その普及活動を行うことを目的とする。
8. 産婦人科遠隔医療の実態調査
産婦人科分野の遠隔医療の現状や課題を明らかにし、日本の当該分野の遠隔医療において、有効性と安全性を担保し適正な普及と発展を図るために有益な情報を得ることを目的とする。
9. 若年女性・妊婦の栄養状態の実態調査・JSOG 栄養チェックリストの作成・委員会
日本人の若年女性ならびに妊婦のやせ・栄養状態を大規模に明らかにし、日本版栄養チェックリストである JSOG 栄養チェックリストの開発を目指す。

IV. 産婦人科専門医の認定及び研修

産婦人科専門医認定審査は研修記録や症例レポートなどの書類による一次審査と、CBT 試験と面接試験からなる二次審査によって行う。

また、従来と同様に更新審査の実施とともに、産婦人科専攻医の研修の充実、日本産婦人科医会との協力のもとに本制度における生涯研修事業を検討し、さらに事業内容の充実により本制度のより円滑な運営を図る。

1) 委員会の構成と開催

委員会内に専門医委員会、研修委員会を置く。2025 年度の専門医認定二次審査の準備、運営のための「試験実行委員会」を置く。

全体委員会を 4 回、全国地方委員会委員長会議を 1 回、専門医・研修両小委員会を各 3 回開催する。

2) 事業

主として以下の事業を行う。

(1) 日本専門医機構への協力

- a. 機構専門医認定・更新・更新猶予・再認定審査
- b. 専門研修プログラム審査（プログラム審査、基幹施設・連携施設・統括責任者適合性確認審査および更新審査）
- c. 産婦人科研修管理システムの運用・整備

(2) 生涯研修

- a. JSOG カードもしくは JSOG アプリでの単位管理
- b. 研修会参加単位・講習単位の審査
- c. 生涯研修のあり方の検討
- d. WEB を利用した e-ラーニング、e-テストの継続

(3) 産婦人科専攻医の研修

- a. 産婦人科専攻医の登録
- b. 産婦人科専攻医の研修の充実
- c. 産婦人科専攻医の研修のあり方の検討
- d. 「産婦人科専門研修における到達目標」の見直し

(4) 指導医制度

- a. 指導医講習会の開催
- b. 指導医の認定・登録（新規・更新・再認定）

(5) 産婦人科専門医認定二次審査(筆記試験・面接試験)の準備・運営・事後評価

2025 年度から筆記試験は CBT 試験（コンピュータを使った試験方式）に変更する。

(6) 専門医認定審査申請資格の検討

(7) システム刷新

2023 年度に運用を開始した専門医関連システム（専門医更新申請システム、指導医認定・更新・再認定申請システム、研修プログラム申請システム、研修管理システム、施設適合性審査申請システム）、2024 年度に運用を開始した専門医認定審査申請システムについて必要に応じてシステム調整・改修を実施する。また、日本専門医機構における制度変更を踏まえたシステム改修・整備についても実施する。

(8) 専門医制度事業会計

(9) サブスペシャルティ領域学会との日本専門医機構のサブスペシャルティ領域申請に関する継続協議

V. 国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び提携

【国際渉外事業】

1. 一般目標

公益社団法人としての国際渉外の在り方を探り、さらなる国際交流を促進し、本会の国際的地位向上につとめる。

2. 行動目標

(1) 会議開催（渉外委員会 年 4 回の予定、若手国際交流プログラムに関する小委員会 年 1 回の予定

(2) 出張会議、海外学会との交流（派遣）

- ① FIGO World Congress 2025 (Council Representative 1 名、総会投票者 5 名、JKT Session (予定) スピーカー 1 名、次期 Committee Chair 予定者 1 名)
- ② AOFOG Action Plan Meeting (AOFOG 役員 2 名)
- ③ AOFOG Council meeting (AOFOG 役員 2 名、渉外委員長)
- ④ 日英 Exchange Program (役員 2 名、若手医師 3 名)
- ⑤ 日韓台 Exchange Program (本会がホスト)
- ⑥ 日独 Exchange Program (本会がホスト)
- ⑦ 日米 Exchange Program (役員 2 名、若手医師 3 名、双方がホストおよびゲスト)
- ⑧ EBCOG Exchange Program (役員 3 名、若手医師 3 名)
- ⑨ OGSS Exchange Program (スピーカー 2 名)

(3) 第 77 回学術講演会海外ゲストに関する事業（名誉会員表彰含む）

(4) 第 78 回学術講演会海外ゲストに関する準備（名誉会員表彰含む）

(5) FIGO、AOFOG 等からの周知依頼等の本会 HP への掲載

(6) 海外学会との Exchange Program 派遣者募集・選考に関する事業

(7) 新規事業計画に係る事業

FIGO の President である Dr.Kihara より提案があった本会とアフリカとの連携、およびルワンダ産婦人科学会から提案があったパートナーシップについて議論を進めている。

【国内渉外事業】

日本産婦人科医会や産婦人科領域のサブスペシャリティ学会、関係学術団体、各種団体との連絡および連携のもと、本邦における学術から医療行政にわたる諸活動を推進する。

昨年度新設した「生まれてくるこどものための医療（生殖・周産期）に関わる公的プラットフォーム」についての設立準備委員会では、更に議論を進め、国に対しての要望を継続する。

VI. 日本学術会議・日本医学会・日本医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議

引き続き日本学術会議、日本医学会、日本医師会、その他諸官庁、諸団体からの諮問に速やかに応えとともに、重要な事案については建議を行う。

【社会保険委員会】

社会保険関連では、引き続き医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬や診療報酬改訂の要望提出や新規保険収載、適応拡大、用法・用量の改定の要望を、外保連、内保連への参画と各関連学会との連携を通して行う。また、医薬品等に関する日本医師会からの各種検討依頼への回答や、会員への社会保険に関する情報提供等を行う。

また、近年増加傾向にある製薬会社からの薬剤安定供給に関する要望書提出依頼、および供給停止承諾依頼等への対応を行う。

VII. 産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発並びに普及活動

本会の一般向けホームページにおいて、産婦人科疾患や妊娠の解説を更新継続するとともに、女性を脅かす感染症対策に関する情報提供、ノンメディカルな卵子凍結、重篤な遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査（PGT-M）、不妊症および不育症を泰和号とした着床前遺伝学的検査（PGT-A/SR）についてなど、社会が必要とする正しい情報についての動画を公開するなど、適宜正確な情報発信を行う。また、生殖補助医療に係る諸問題や産婦人科医療改革に関する公開フォーラム・シンポジウム、各都道府県での女性の疾患に関する公開講座等を開催することにより、社会一般への啓発と普及活動を行う。

平成 16 年度から日本産婦人科医会との共催でスタートした女性の健康週間（3 月 1 日～8 日）は平成 19 年度より厚生労働省も主唱することとなり、国民運動として展開が広がっている。

広報委員会では、令和 7 年度も女性の健康週間期間中に各種イベントを行うほか、市民等を対象とした啓発活動を展開し、我が国における女性活躍のための健康推進の活性化を図る。

災害対策・復興委員会では、大規模災害対策情報システム（PEACE）を自前で再構築し、災害対策システムとしてより強固かつ利便性を高めることにより、更なる登録率 UP と緊急時の有効活用を目指す。

VIII. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【運営委員会】

令和7年度も引き続き理事会からの諮問に応え、組織運営に関する企画調整を図り、有機的な建策、立案を行うものとする。本会常置事業である登録データベース事業（周産期・生殖・婦人科腫瘍）などの整備や、各種法令・指針への遵守状況の確認をはじめとして、本会を巡る環境変化や会員の要望などに対応した組織運営への提言や実効性ある施策の実施を行う。

【学術委員会】

令和7年度も引き続き理事会からの諮問に応え、本会の学術活動に関しての企画・調整並びに有機的な建策、立案を行う。定常業務として、学術講演会の事前・事後評価や優秀演題賞、学術奨励賞、優秀論文賞、健康・医療活動賞、教育奨励賞等の選考と受賞者への褒賞を行う。また、他団体特別賞への推薦も行う。

【教育委員会】

引き続き、専門医認定筆記試験問題作成、専門医筆記試験に向け2025年度専門医筆記試験過去問題・解説集を作成、産婦人科専門医のための必修知識改訂版の作成準備、用語集・用語解説集第5版を発刊し、産婦人科専門医のための必修知識改訂版の作成準備などを行う。

【臨床倫理監理委員会】

生殖補助医療（ART）や着床前遺伝学的検査（PGT-M, PGT-A・SR）の実施・施設認定ならびに症例審査・認定・実施報告の評価・公表を行う。倫理的問題が発生した場合には検討を行い、医療技術の進歩、社会情勢の変化から見解改定が必要と考えられる場合には、見解改定についての検討を行う。新たに「特定生殖補助医療に関する運用検討小委員会」を設置する。

【理事会内委員会】

1. 広報委員会：

会員・医療関係者、医学生・研修医、一般の方を対象とした情報発信ツールであるホームページを管理運営する。また、女性の健康を生涯にわたって総合的に支援することを目的とした啓蒙活動に取り組む。

2. 医療制度検討委員会：

分娩費用の適正な保険化に向け、国内分娩取り扱い施設の施設基準の違いによる経費の差異の検討を行い、厚生労働省と情報交換・折衝を行う。

3. ガイドライン運営委員会：

産婦人科診療ガイドライン産科編、婦人科外来編2026改訂版の作成を進める。

4. コンプライアンス委員会：

本会の利益相反に関する指針・細則に沿って運営を行い、社会の動きにあったCOI管理を進める。

5. サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会：

産婦人科医療体制に対して本委員会に介言を求める地域に対して、地域医療体制維持に向けて積極的に介入する。また、周産期医療体制維持を目的とした各種会合と連携を強化し、行政に対し積極的に介入する。

6.産婦人科未来委員会：

サマースクール、プラスワンプロジェクト2（初期研修医2年目向）、スプリングフォーラムを開催する。

7. 医療安全推進委員会：

産婦人科領域での医療安全推進に関わる事業や調査について、関連団体と連携しながら取り組む。日本医療安全調査機構と連携し、本会としての医療安全に取り組む。

8. 公益事業推進委員会：

本会の活動を広く周知するためにリーフレットを刷新し、広報委員会や産婦人科未来委員会等と協調して本会への寄附を募る。

9. 臨床研究審査委員会：

本会が主導する臨床研究、または本会が有しているデータベースを用いた臨床研究についての審査および管理を行うとともに、臨床研究に係る法律、条例、指針等への本会としての対応を検討する。

10.感染対策連携委員会：

関係学術団体（予防接種推進専門協議会、感染症学会、周産期関係の学会、医会など）や、本会の専門委員会と連携し、産婦人科医療における感染症全般をカバーする、感染症対策チームの中心となる活動を実施する。今年度は、百日咳やRSウイルス感染症の啓発ビデオ、Maternal immunization に説明・実践ビデオを作成する。

11.サブスペシャリティ連携委員会：

産婦人科医療は4つのサブスペシャリティ分野（周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性のヘルスケア）から成り立っており、これらの学会と本会の連携が必要な問題が生じた場合速やかに対応する。

12.セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)推進委員会：

ホームページ内に「委員会だより」としてSRHRに関する課題・解説を定期的に掲載する。また、会員向けのSRHR関連動画を作成して会員への啓発活動に努める。

13.ダイバーシティ・人材育成推進委員会：

海外事例を参考に、女性医師が継続して勤務し、同時に希望にあったキャリアアップを図れるように、男女が共に満足できる働き方を検討し、また国際交流を通してお互いの国を高め合えるような関係の構築、若手医師の育成を目指す。

以 上